水田農業構造改革交付金の一部返還について

（１）事業内容

平成１７年度、１８年度麦・大豆品質向上対策事業

一定の品質要件等を満たし、高品質な麦、大豆を生産した場合

１３千円／10ａが交付される。

（２）事業主体

一の宮町水田農業協議会（現、阿蘇市水田農業協議会）

玉名市水田農業協議会

岱明町水田農業協議会（現、玉名市水田農業協議会）

（３）返還の理由

補助金の算定方法に誤りがあり、補助金が過大に交付されていたため、過大に交付された部分について自主的に返還するもの

（積算方法のあやまり）

①播種前に取扱業者と契約が結ばれていることが要件であるが、未契約部分についても事業申請をおこなっていた

②品質要件クリア率の算定にあたって、全出荷数量に含めるべきである規格外大豆を除いてクリア率を算定していた

（４）補助金の流れ

国→県水田農業協議会→地域水田農業協議会→農業者

（５）返還のスケジュール

今年度内に国庫に返納する予定。

（６）返還金額

６，３４８千円